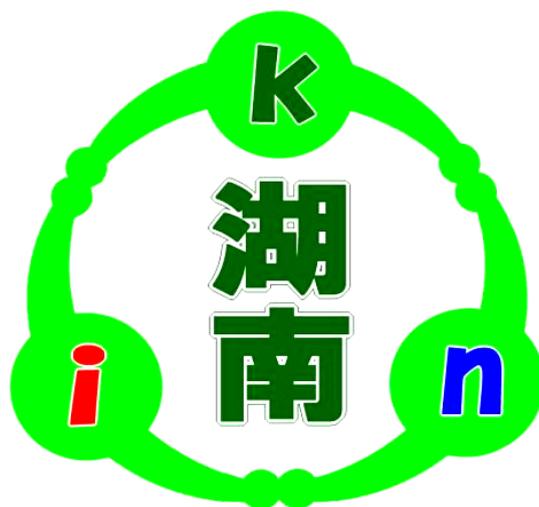


忌部小学校いじめ防止基本方針



～いじめをしない！ させない！ 見逃さない！～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

上記の考え方をいじめの定義とする『いじめ防止対策推進法』（平成25年6月）に基づき、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童生徒はいない。」という基本認識にたち、すべての児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、本「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学校・学園づくりを推進する。
- ②児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童・生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係各教育機関や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して指導、支援にあたる。

松江市立忌部小学校

1 基本的な考え方

- (1) いじめは重大な人権侵害事案であり、許されない行為である。
 - ・「人権」の意味と大切さ、それを侵害（差別）することは許されない行為（犯罪）であること。
- (2) いじめによって苦痛を「受けている側」の立場に立って対応する。
 - ・いじめを受けている子どもは自尊心を傷つけられ、想像以上の苦痛の中にあることを認識する。
 - ・個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立って行う。
 - ・いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。
- (3) いじめは「されている側」の問題ではなく、「する側」の問題である。
 - ・いじめは、差別問題と同様に、「いじめをする人、加担する人がいるから起こる」という基本的な認識をもとに対応する。いじめられる側の問題ではなく、する側、加担する側の問題であること。
- (4) どこでも、どの子にも起こりうる。いじめは全ての児童に関係する問題である。
 - ・今日のストレス社会では、欲求不満や劣等感のはけ口が「いじめ」に表れやすいこと。
 - ・いじめの問題は、「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。喜んで見ている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在といえる。集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されることが重要である。【いじめの四層構造】
- (5) いじめ対応には、全教職員の強い思いと児童自身の力、保護者の思いが必要である。
 - ・「いじめをしない、させない、見逃さない」という取組を、教職員はもちろん、児童自身による取組が重要である。同時に、教育の第一義的責任を有する保護者（教育基本法第10条）の思いが必要となる。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校内の組織

ア「生徒指導職員会」

月1回全教職員で児童についての情報の交換を行い、指導についての共通理解を図る。

イ「学校いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、人権教育主任、養護教諭、当該学級担任及び保護者代表（PTA会長）、地域代表（主任児童委員）によるいじめ防止等の対策のための委員会を設置する。

ウいじめ問題に関する教職員の研修を計画的に実施する。

エ学校いじめ基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、積極的に評価する。

オ緊急に対応する事案が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともにその後

迅速に支援体制をつくり，対処する。

3 いじめの防止等の取組

(1) いじめの未然防止

児童一人一人が認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また，教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習を通して達成感や成就感を育てる。まわりから認められることによって自己有用感を味わい，自尊感情を育むことができるようにする。

道徳科の学習では命の大切さについての指導を行う。また，「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように，教育活動全体を通して指導する。そして，見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として，いじめに加担していることを知らせる。

また，集団の中で一人ひとりに役割が与えられ，役割を果たすことによって，所属感を共有し，自立や社会性（仲間意識）を育てる。

① いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア 忌部小人権宣言の周知

いじめゼロを目指した児童会活動等を通して，忌部小人権宣言の周知と行動化を図る。毎朝，朝礼時に「忌部小人権宣言文」を読む。（全学級）

イ あいさつ運動の実施

関わりを豊かにし，思いやりや感謝の心をもって，周囲に応えようとする心情を高めるために，あいさつ運動を実施する。

ウ 忌部っ子タイム，なかよし集会

全校児童の前で発表することにより，自己肯定感を育て，心と心の連携を図る。

② 児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は，学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち，以下の教育活動を推進する。

- ・ なかよし班活動での異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習ノートの工夫

イ 人との関わり方を身に付けるための年間を通した，なかよし班活動

1年生～6年生までの縦割り班で年間を通した活動を行うことにより，自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ，そんな中に認められる自分が存在することを感ずることで，自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

ウ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムの内容を明確にし，見通しをもって学習に取り組める指導方法を工夫する。

エ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と，相互交流の

工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における体験活動を大切に、積極的に地域の方々や外部講師の方々との活動を推進する。

③特別な支援や配慮が必要な児童への対応をする。

ア発達障がいを含む障がいのある児童が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする可能性があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。

イ海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童等、配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援と周囲の児童に対する必要な支援を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見・対応

いじめの早期発見のための手段を講じる。

ア「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

イ 気になる児童については、すみやかに教職員全体で情報を共有する。

ウ「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係、インターネットを通して行われるいじめに関して情報を把握する。

エ 年2回の「アンケート Q-U」を実施し、結果の分析を組織的に行うことにより、落ち着いた学校生活や学級での居場所づくりを推し進め、潜在的ないじめの早期発見をめざす。

(3) いじめへの対処

いじめを積極的に認知し、校内における組織的な対応と報告、連絡、相談を徹底するとともに、保護者、地域、関係諸機関等との連携を図る。

ア 教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

イ 情報収集を行い、事実確認をした上で、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の身の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、迅速かつ組織的な対応を行う。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく各関係機関や専門機関と協力をして解決にあたる。

オ いじめを受けた児童の心のケアのために、スクールカウンセラー等と連携を取りながら、指導を行っていく。

(4) 地域や家庭、関係機関等との連携

ア 「忌部小学校学校いじめ防止基本方針」は、保護者・地域に積極的に公開し、周知するとともに、学校のホームページに掲載する。

イ学校だよりやホームページ等を活用し、地域社会にいじめ防止の取組を周知する。

ウいじめの問題が起きたときには家庭との連携を大切にし、学校側の取組についての情報を丁寧に伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

エ 児童及び保護者、学校関係者等がインターネット等の利用の中で、誹謗、中傷など関係者を傷つけるおそれのある情報を得た時は、すみやかに学校に報告をすることを呼びかけ、相互に見守る仕組みを整備する。

オいじめ防止の啓発活動に加え、相談窓口等の広報活動にも努める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア児童生徒が自死を計画した場合

イ身体に重大な傷害を負った場合

ウ金品等に重大な被害を被った場合

エ精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア年間 30 日を目安（不登校の定義）にする。

イ一定期間連続して欠席しているような場合などには、目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の報告

ア重大事態が発生した場合は、松江市教育委員会に速やかに報告する。

イ松江市教育委員会に事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断を仰ぐ。

(3) 重大事態の調査

①学校が調査主体の場合

ア「学校いじめ防止対策委員会」を活用する。

・いじめ防止対策推進法第 28 条第 3 項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。

・学校や教育委員会事務局の職員を中心とした組織に第三者を加える体制にする場合や第三者のみで構成する調査組織とする等適切な構成についても判断する。

イ調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウいじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ調査結果を学校の設置者に報告（※松江市教育委員会から市長に報告）する。

オ調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

②学校の設置者（松江市教育委員会）が調査主体の場合

ア設置者の下に、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項の教育委員会に設置され

る附属機関『松江市いじめ問題対応専門家会議』を招集し行うのかを判断し、速やかに調査にあたる。

イ調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウいじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ調査結果を地方公共団体の長（市長）に報告する。

オ調査結果を踏まえ、必要に応じ『松江市いじめ問題調査委員会』による再調査を行う。

③留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

5 いじめ解消の判断

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする。）

(2) 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた子どもがいじめの為に心身の苦痛を感じていないと認められること。

6 年間計画

※ 別紙

7 いじめ対応の流れ

(1) いじめ対応の基本的な流れ

※ 別紙

(2) 重大ないじめ事案への対応

※ 別紙

(3) 重大事態発生時の調査の実施について

※ 別紙